

都市建設常任委員会会議記録

日 時 平成28年1月8日(金曜日)

午後 1時32分 開議

場 所 水戸市議会 第1委員会室

午後 2時 7分 散会

付託事件

- (1) 平成27年陳情第2号
- (2) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 陳情審査

- ① 平成27年陳情第2号 千波町字久保及び東久保地区の市道地盤沈下場所の恒久対策を求める陳情

(2) 報告事項

- ① 「ゾーン30」について (道路管理課)

(3) その他

2 出席委員(7名)

委員長	安 藏	栄 君	副委員長	小 泉 康 二 君
委員	中 庭 次 男 君	委員	飯 田 正 美 君	
委員	五十嵐 博 君	委員	高 橋 丈 夫 君	
委員	松 本 勝 久 君			

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職、氏名

建設部長	檜 山 隆 雄 君	建設部技監	石 井 洋 君
建設部技監兼 道路建設課長	猿 田 佳 三 君	建設計画課長	大 森 幹 司 君
道路管理課長	木 村 勤 君	生活道路整備 課長	安 達 茂 君
建築課長	小 林 幸 夫 君	土木補修事務 所長	大 山 裕 己 君
内原建設事務 所長	岡 田 紀 治 君		
都市計画部長	村 上 晴 信 君	都市計画部 副部長	荒 井 幸 君
都市計画部技監兼 建築指導課長	川 崎 洋 幸 君	都市計画部技監兼 公園緑地課長	市 村 正 一 君
都市計画部技監兼 市街地整備課長	坪 貴 之 君	都市計画課長	黒 澤 純 一 郎 君
住宅政策課長	荻 沼 学 君	泉町周辺地区 開発事務所長	加 藤 久 人 君

下水道部長 小林夏海君 下水道部参事
兼下水道管理課 長 白田敏範君

下水道部技監
兼下水道整備課 長 清水安隆君 下水道部技監
兼下水道施設管理事務所長 舘山祐清君

6 事務局職員出席者

議事係長 大森貴広君 書記 玉田誠一君

午後 1時32分 開議

○安藏委員長 新年明けましておめでとうございます。本年も昨年同様、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから都市建設委員会を開会します。

議事に先立ちまして、渡邊河川都市排水課長が忌引のため欠席との連絡がありましたので、御報告をいたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、陳情審査を行います。

当委員会に付託され、継続審査となっております平成27年陳情第2号 千波町字久保及び東久保地区の市道地盤沈下場所の恒久対策を求める陳情につきましては、本日のところ調査中とのことでありますので、継続審査としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 それでは、御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で陳情審査を終わります。

次に、報告事項の説明に入ります。

それでは、「ゾーン30」について、執行部から説明を願います。

木村道路管理課長。

○木村道路管理課長 それでは、道路管理課から「ゾーン30」について御報告いたします。お手元の道路管理課提出の資料をごらんください。

1の「ゾーン30」の概要でございますが、市街地における生活道路や通学路の安全確保を目的として、歩行者、自転車の交通安全の確保を最優先とする区域を設定して30キロメートルの速度規制、その他各種交通安全対策を実施するものでございます。なお、区域の設定につきましては、水戸警察署が定めるものです。

2の設定の要件でございますが、市街地であって生活道路が集積している区域であること、次に、自動車の通行よりも歩行者、自転車の安全が優先されるべき区域であること、次に、通過交通の抑制や速度の抑制が必要と認められる区域となっております。

3の整備計画でございますが、水戸警察署管内において、平成24年度から平成28年度までの5年間に整備計画をされております。本市につきましては、平成24年度に城東地区、25年度には浜田地区、26年度には吉沢地区及び吉田地区を整備しております。平成27年度は、新荘地区及び常磐地区について水戸警察署が上申して公安委員会の決定を受け、現在速度規制の標識の設置やゾーン30の路面標示を開始しているところでございます。平成28年度の設定区域につきましても、水戸地区を選定していただけるよう、水戸警察署と協議をしております。

次に、4の整備例でございますが、水戸警察署が行う整備といたしまして、速度規制標識と路面標示の設置、また水戸市が行う整備といたしまして、区画線の設置となります。

次に、2枚目の整備計画図をごらんください。

左下の凡例に従ってご説明いたします。

黄色で着色した区域、2区画に分かれておりますが、こちらがゾーン30指定区域となっております、約90ヘクタールとなっております。その中にピンクの表示がありますが、こちらが通学路であります。青色の2本線は、有効幅員5メートル以上の道路に設置する区画線の施工路線約3,000メートル、こちらを水戸市が行います。また、交差点部におきましては、赤丸で示しております箇所にクロスマークの路面標示を行い、緑色で着色したところはスクールゾーン路面標示があり、今回はその緑色を赤く囲った1カ所を標示いたします。また、区域の外周の茶色の丸印につきましては、ゾーンの入り口といたしまして、水戸署が設置いたします規制標識とゾーン30の路面標示の位置を示しております。さらに、赤丸A箇所の交差点部につきましては、左上部の凡例を参照いたしまして、停止線の手前に立体減速標示シートを設置し、速度の抑制を図るものでございます。最後に、黒色の丸印につきましては、現在30キロメートルの規制標識が設置してあるところになります。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○安蔵委員長 何か御質問等ございましたら発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 なぜ、4カ所目に新荘地区及び常磐地区なのかということについてお答えいただきたい。というのは、市内には33学区がありまして、そのうちまだゾーン30をやったのは3カ所、ですから30カ所残っているという中で、なぜこの地域を選んだのかですね。やはり、今通学路の安全対策についてはかなり、実施してほしいという強い願いがお父さん、お母さん方から出ています。見川地区でも、市道見川幹線が特に水戸医療センターに行く道路、あるいは県庁に行く道路になっていて、最近でも死傷事故もありました。

ですから、そういう点ではね、ぜひやっぱりこの地域だけじゃなくてほかの地域の交通安全対策も行うべきではないかと思うんですけれども、その点でお答えいただきたいと思います。

○安蔵委員長 木村道路管理課長。

○木村道路管理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

今年度、地区の選定につきましては、地元や学校からの要望等を受け、水戸警察署と協議いたしまして一定の要件を備えている区域を抽出しまして、その結果、水戸署のほうで公安委員会のほうへ上申して区域を決定したものです。

今回の地区につきましては、住宅地内の生活道路はもとより2つの小学校の通学路、1つの中学校の通学路、それにあわせて水戸商業高等学校、水戸女子高等学校、常磐大学高校、それと国立病院跡地にあります水高スクエアなど含まれる区域があることから、今年度は決定理由となっております。

○安蔵委員長 中庭委員。

○中庭委員 新荘地区は、もちろん今言ったように学校がいっぱいあるということで、ゾーン30の対策を行うということは結構ですけれども、ぜひ今後もそのゾーン対策の地域を広げていただきたいと思います。この整備計画を見ますと、3の整備計画の(1)に平成28年度までの5年間というふうになってはいますよね。そうすると、29年度からはもう今度やめちゃうのかということなんですが、やはり水戸市の場合33の学区もありますので、引き続き交通安全対策のためにも、これを継続していく計画があるのかどうかお答えいただきたいのが1点と、もう一つはね、前に教育委員会のほうで通学路の安全対策ということで何カ所か、

箇所数挙げましたよね。今あれは一体どうなっているのか。その2点、答弁願いたいと思います。

○安藏委員長 木村道路管理課長。

○木村道路管理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

茨城県警察のほうに確認しましたところ、ゾーン30の事業は平成28年度までということで、それ以降の予定は、現段階ではないということで確認しております。ただ、28年度になってから状況が変われば、また今後の動きが出てくるんじゃないかという見解を聞いております。

それともう一点のほうの通学路の安全点検、こちらと今回のゾーン30は別事業ということで御理解いただければと思います。

○安藏委員長 中庭委員。

○中庭委員 今の道路管理課長の答弁では、現段階では、要するに今のゾーン30の整備計画はこれで終わりだというのが県のお話だったというんですけれども、やはり水戸市としても強力に通学路の安全対策も含めて求めていくと。ただ県が言ったから、それをはいそうですかということじゃなくて、きちんとね、やっぱりこれを継続してやっていくように要望すべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○安藏委員長 木村道路管理課長。

○木村道路管理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

水戸市としても、警察のほうには今後も陳情、要望を上げて、整備計画を進めていただけるように要望はしてまいる次第です。

○安藏委員長 飯田委員。

○飯田委員 私のほうからも、このゾーン30、平成24年度から始まっているということで、今中庭委員も言われましたように各地区で結構要望があるんじゃないかと思いますが、今、城東地区から始まって今回は新荘地区及び常磐地区となっていますが、地元から実際に要望が出ているというのは、どういう地区が出ているのかをお尋ねしたいと思います。

○安藏委員長 木村道路管理課長。

○木村道路管理課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えします。

ゾーン30区域の要望ということで水戸市内に何カ所あるか、大変申しわけございませんが、私のほうでも正確な数は把握しておりません。学校教育課、地域安全課のほうには、いろんな地区からの要望が来ているということはおかかっています。

以上です。

○安藏委員長 飯田委員。

○飯田委員 そうすると、平成28年度はですね、これは水戸警察署管内ということで水戸市ばかりじゃなくて茨城町、大洗町も含まれますから、28年度にゾーン30が水戸市に指定されるかどうかというのは、はっきりは今の段階ではわからないということでよろしいんですか。

○安藏委員長 木村道路管理課長。

○木村道路管理課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えします。

平成28年度も水戸署管内ということでございますので、3地区の中のいずれかとなりますが、水戸市の

ほうからも強く要望して水戸市内に区域を設定していただけるようお願いしたいと思います。

○安藏委員長 飯田委員。

○飯田委員 すると、水戸市からも要望するということではありますが、その要望するときには、実際にはこういう地区というふうに水戸市のほうから具体的な区域を決めて要望するのでしょうか。

○安藏委員長 木村道路管理課長。

○木村道路管理課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えします。

水戸市内のほうで地域安全課、学校教育課、道路管理課で協議をいたしまして、あらかじめエリアを設定して、その何地区かのエリアを候補として、水戸署のほうに要望を提出することになります。

○安藏委員長 飯田委員。

○飯田委員 それと、平成28年度で切れてしまうということですが、先ほどから茨城県とか、茨城県警とか言っているんですが、これはあくまでも国の事業じゃないですか。国のほうで決めて始めた事業だと思うんですが、それは県単独でやるとか、やらないとか、そういうふうな判断ができるんですか。それとも、国のほうのあくまでも計画があつて、そこで決められていくものなのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○安藏委員長 木村道路管理課長。

○木村道路管理課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えします。

事業のほうとしては、国のほうからの事業になっております。

○安藏委員長 飯田委員。

○飯田委員 わかりました。そうすると、やっぱり我々としましても国や県に要望を出してもらって、きちんと水戸市意思を示していただければと思います。

あと、ちょっと中身としまして、今回水戸市では区画線の設置とか、警察のほうでは30キロメートル規制とかゾーン30の路面標示とこうありますが、前城東地区だったと思いますけれども、イメージハンプというんですか、ちょっとでこぼこの段差がついたようなそういったものを設置しまして、車の減速を促すという形があつたと思うんですが、そういったものは今回はないのでしょうか。

○安藏委員長 木村道路管理課長。

○木村道路管理課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えします。

今回もイメージハンプというものを、図面のほうで丸Aで囲んだ場所にイメージハンプのほうを設置する予定になっております。

○安藏委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 今回で4カ所目になるわけですが、今まで城東地区とか浜田地区でやってきた内容と、新たにいろんな、やってきた意見とか、さらにこういうふうにしたほうがいいんじゃないかということで、今回新たなものがあるのかどうかというのが1点です。もう一つは、今回のこのスケジュールですね、今後どのような形でいつぐらいから整備が整うのかということで、その2点をちょっと確認させていただきたいと思っています。

○安藏委員長 木村道路管理課長。

○木村道路管理課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えします。

今まで過去に3カ所施工したところから、ほかに新たなものがあるのかということでございますが、基本的な整備の内容は変わりません。

それとですね、今後のスケジュールということになりますと、県警の交通規制課のほうは12月15日から工事期間としては入っております。まだ、現地のほうは着手してございません。水戸市としては、今後今月中に発注しまして、3月末までに路面標示が完成し、年度末で施工を終わりにすると。その後の適用開始ということになります。

○安藏委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 私のほうからも要望をして終わりたいと思います。

今回の管内は、水戸市と茨城町と大洗町と先ほどありますように、3カ所の中でたまたま水戸市が4カ所ありました。平成28年度はまだわかりませんし、先ほどからありますように33学区ありますので、まだまだこういうものを必要とする箇所があると思いますので、県なり国にしっかり要望をしていただきたいと思いますので、お願いします。

以上です。

○安藏委員長 そのほかございませんか。

高橋委員。

○高橋委員 このゾーン30の設定の要件として、歩行者や自転車の安全通行を最優先するとあるんですが、これを実現するのに期間が平成24年度から28年度の5年間、5年間だということなんだけれども、これはまだまだ水戸市内でも、こういう安全地域を確保する場所がいっぱいあると思うんですが、もし最終の28年度で全部できない場合、この5年間という期間を延長するという考えはありますか。

○安藏委員長 木村道路管理課長。

○木村道路管理課長 ただいまの高橋委員の御質問にお答えします。

5年間の期間で終了ということかどうかというこの質問だと思うんですけども、国のほうから平成28年度までということで期間設定されていますので、水戸市としても、これから29年度以降延期されるかどうか、要望しながら確認するしかないかとは思いますが、

○安藏委員長 高橋委員。

○高橋委員 子どもたちとか自転車の貴重な生命の安全確保ということで、大事なことかと思うんですね。そして、私が要望したいのは、歩行者、自転車の安全が確保される地域というのは、水戸市内の各小学校、小学校の近くには幼稚園もありますよね。だから、小学校と幼稚園が近くにあるんですから、水戸市内の全小学校がある区域については、対象地域としたいんですよ。そして、何よりも貴重な生命を守らなきゃならないということで、その5年間と期限限定すべきではなくて、再度水戸市から国のほうとか警察のほうに働きかけて、まだまだ設定するゾーンがいっぱいあるから検討していただきたいというふうな要望を強く、担当課のほうで求めてください。

○安藏委員長 じゃ、今の答弁はいいですか。ぜひ、そのように進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

そのほかございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 いいですか。

それでは、いいですか、副委員長。

○小泉副委員長 はい。

○安藏委員長 ないようですので、次にその他に入ります。何がございましたら発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 私は、水戸市青柳町にある池上団地の土砂崩れ対策について、水戸市の対応についてお聞きしたいと思うんです。実は、一昨年の10月に水戸市長に対して、池上団地の崖崩れの箇所が非常に危険であるのでその対策を立ててほしいというのと、もう一つは、そこにある水路が民間業者のものになっていて、その民間業者の水路が、土砂で埋まっていて排水がうまくできないという問題がありました。これについて、これまでも要望してきたんですが、なかなか進んでいないということなので、今水戸市はどのような対応をしているのか、どこまで前進しているのかお答えいただきたいと思います。

○安藏委員長 大森建設計画課長。

○大森建設計画課長 ただいま中庭委員からありました御質問にお答えいたします。

池上団地、民地の那珂市側の家屋の土どめの部分が崩落して崩れている箇所の件だと思いますけれども、現在、前にも御答弁であったかもしれませんけれども、水路の地権者の民有地ということで、所有者がどこに今いらっしゃるのかということのがわからないということで、隣接の那珂市側と協力しながら所有者が今どこにいるのかということで確認作業をしております、やっと最近その確認がとれたところでございます。引き続き、その那珂市側からの民地の崩落の部分については、所有者のほうに対しまして、那珂市側から修繕とかの件についても働きかけていただいているところでございますので、今後また那珂市側と協力しながら対応のほうを協議していきたいと考えております。

○安藏委員長 中庭委員。

○中庭委員 水戸市の対応、一生懸命にやっていたというのにはわかりました。それで、特に水路の所有者の確認がとれたということでありますので、その所有者に対して水戸市に移管するように、ぜひ早急な対策をお願いしたいと思っているんですが、水戸市はどうでしょうか。

○安藏委員長 大森建設計画課長。

○大森建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

水路の部分の所管について、相手方の意向などを確認しながら、引き続き協議のほうはさせていただきたいと考えております。

○安藏委員長 中庭委員。

○中庭委員 ぜひ早急に池上団地の皆さんの要望に応えるように水戸市としても対応をしていただきたいと思います。あわせて、あの地域に道路があります。団地の中の道路があるんですけれども、この道路が出口のところで大幅に曲がってくねくねしていて、なかなか出入りが厳しいというところがありますので、ぜひそこについても改善をして、小場江堰の上に道路ができるようにぜひしていただきたいと思います。

以上です。

○安藏委員長 そのほかございましたらどうぞ。

松本委員。

○松本委員 今日は全員協議会は午後2時半からでしたっけ。そうだよ、ちょっと時間あるね。

今日はここに入札結果（報告）が、いつものが出ております。皆さん方の中で、それぞれの所管の中で指名競争入札とかいろいろ入札、金額によっていろいろあるだろうと思うんですけども、指名競争入札で例えて言うならば、基本的にはどういうことを基本として指名をしていくのか。ちょっと教えていただきたいんです。部署を代表して建設部が一番多いのかな、建設部長。

○安藏委員長 檜山建設部長。

○檜山建設部長 ただいまの松本委員さんの指名について、どのように指名されているのかというようなことでございますが、それにつきましては、私ども契約業務に関する規程ということで、水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程というものがございます。それに基づきまして、有資格請負業者名簿の中から専門性、あるいは地域性等々を勘案して指名をさせていただくというのが原則でございます。

○安藏委員長 松本委員。

○松本委員 そうだよ、基本的にはやっぱり地元の、周辺の近い業者さんを8社なり、10社なり金額によって指名するよね。部長は必ずしもそうなっていると思うの。私はそうは思えない部分があるんだよ。例を挙げてもいいんだけど、今日は正月だから余り深くは入らないからね。

例えば、東のほうの工事にね、西のほうの業者さんがたくさん入ってくるとか、西のほうの工事に、東のほうの業者がみんな入ってくるとか。これは、地元というのとはちょっと違うよね。だから要するに、今その水面下とか何とかさ、余り耳ざわりが悪いような話が何となく聞こえてくるのよね。だから、その辺をここでも前も言ったことがあるんだけど、きちんとした指名競争入札が果たして行われているかどうかということが、私は非常に疑問に思っています。後で具体例を出しますよ。今日は正月だからやめるからね。

だから、今場合によっては公正取引委員会のほうに申請しようかという話まであります。そういうことになっていったらば、皆さんの中にけが人が出てきますよ、誰かが。だから、そういう種をまいているのは皆さんのほうなんだよ、私から言わせれば。要するに、官製談合というのかな。そういう部分だとかき、皆さんの中で心当たりないですか。はい、ありますとは言えないよね。ここにもね、私、日本工業経済新聞なんていうのが、早いやつだな、去年の11月の新聞のやつなんかも届いていたんだけど、だからもう少しこう毅然として、その業者対皆さんがやっぱりこう一線を引いて毅然とやるべきだと思う。そうでない人がいるんだよ。業者におどかされているんだか、何かされているんだか、どこでもされているんだか何だかわかんないけれども、だからその水面下でそういう泥臭い話があるわけ。胸にずしっと来る人たちはいませんが、そういうことで。顔を見るとみんな涼しい顔をしているけれども、じゃそれは後にします。

そういうことですから、今日はそれだけ言っておきますからね。それで、後でそういうことが、すぐ改善はされないだろうと思うけれども、一時はそうなるんだよ。だけれども、また再び必ずなってくるんだよ。どこかでやっぱり、談合かなんかでテレビで放送されていたよね。千葉市。だからそういうことは、水戸では起こしてほしくないと思っているの。それは、じゃこの話は今日はそれで終わりにします。

例えば、8社とか、9社とか、10社とか、金額によって指名が変わりますよね。そのときに、辞退する業者、何社入札に残ればそれは有効なんですか。例えば8社だとしたらば、何社が辞退していつちゃって残りが何社があれば、それは入札の効力があるのか。この辺を教えていただきたい。

○安蔵委員長 檜山建設部長。

○檜山建設部長 ただいまの松本委員さんの辞退のあった場合、何社残れば成立するのかということでございますが、今の形ですね、電子入札が採用される前につきましては、競争性の確保から最低2社ということであったかと思えます。現在におきましては、電子入札ということで1社でも成立するように記憶してございます。

○安蔵委員長 松本委員。

○松本委員 2社ね、2社が残れば有効ということ。

○安蔵委員長 だったということでしょう。

〔「1社でもいいと言ったよ」と呼ぶ者あり〕

○松本委員 1社でもやっているの。今、2社と言ったの。2社と言ったね、今。

○安蔵委員長 いやいや、電子入札では1社でも可能と言ったね。ちょっともう一回。

檜山建設部長。

○檜山建設部長 聞きづらくて申しわけございませんでした。

現状は電子入札でやってございますが、その電子入札になる以前の形としましては、競争性の確保ということから2社で、最低2社残れば成立ということであったかと思えます。現在、電子入札ということで運用が始まってからは、1社でも成立ということが進められているということでございます。

○安蔵委員長 松本委員。

○松本委員 電子入札の場合は、1社でもそれは有効なんだ。1社で入札という、そういうことに当てはまるのかな。俺なんかは考えが古いからさ、1社で入札というのが普通考えにくいような気がするんだけど、それは法的に認められているの、そういうふうに。例えば、8社も9社も指名受けたらば、業者が何で辞退をしなきゃならないの。辞退すること自体が、俺おかしいと思うんだよ。まさか、執行部が辞退をさせているなんてことではないだろう。そういうことはないだろう。あったら大変だと思うよ。これ今、また後でゆっくり話をするから。

だからさ、仕事が欲しくて業者をやっているんだから、それで地元であり、今の指名業者選定というのはさ、地元の業者が指名を受けているわけだから。じゃ何で指名を受けた業者が辞退をしちゃわなきゃならないの。これはどういうわけなの。指名なら入札するのが当然じゃないですか。それで戦ってとれなかったら、それはしょうがねえよ。最低線というのが大体あるんだろうと思うから、最低線に近い人が落札業者ということになるんだろうけれども、それをやる前に辞退しちゃう、指名をかけているのに。どういうことなのよ。

○安蔵委員長 檜山建設部長。

○檜山建設部長 ただいまの松本委員さんのなぜ辞退が起こるかということでございますが、それぞれの業者に聞き取ったということではございませんので想像の部分相当でございますが、思うに予定価格の事前公表という制度の中で、自分の会社としては、発注される工事内容について公表価格に見合わないというよう

なこと、あるいはそれにかかわる技術者といえますか、会社の職員数が不足するというようなことから辞退ということが発生するのかなというふうには思っております。勝手に悪い答弁ですが、申しわけございません。

以上でございます。

○安藏委員長 いかがですか。

○松本委員 いいよ、委員長。

○安藏委員長 そうですか。

それでは、そのほかございましたらどうぞ。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 それでは、ないようですので、以上をもちまして本日の都市建設委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午後 2時 7分 散会